

競 技 規 定

平成14年3月25日 常務理事会承認
平成26年4月1日 公益財団法人に移行
令和3年6月14日 業務執行理事会承認

第1章 総 則

第1条 この規定は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下連盟という）が、主催又は公認するボールルームの競技会に関し、必要事項を定める。

第2条 各種の競技ダンスの選手権は、本連盟の公認を得なければならない。

第2章 選 手 権

第3条 各種の競技ダンスの選手権は、本連盟の主催選手権と公認選手権、その他に分ける。

- 1 連盟主催選手権 J B D F 全日本プロフェッショナルダンス選手権、全日本アマチュアダンス選手権、日本インターナショナルダンス選手権、全日本セグエ選手権、全日本選抜ダンス選手権、全日本10ダンス選手権、都道府県対抗フェスティバルチームマッチ選手権、全日本グランドシニア選手権、全日本シニア選手権、全日本ジュニア選手権、全日本ジュブナイル選手権
- 2 連盟公認選手権 各広域加盟団体が主催するA級の選手権
- 3 その他の選手権 1、2以外の選手権

第4条 連盟が主催、公認する選手権は次の部門に区分し、それぞれにおいてプロフェッショナルとアマチュアとに分ける。但し、連盟が許可した場合はプロフェッショナルとアマチュア混合で行うこともできる。

- 1 スタンダード選手権
ワルツ、タンゴ、スローフォックストロット、クイックステップの4種目総合、又はウィンナーワルツを加えた5種目総合選手権。
- 2 ラテンアメリカン選手権
チャチャチャ、サンバ、ルンバ、パソドブレの4種目総合、又はジャイブを加えた5種目総合選手権。
- 3 スタンダード、ラテンアメリカンの総合選手権
1、2両項にわたる10種目の総合選手権。
- 4 スタンダード、ラテンアメリカンともに単科の選手権
スタンダード4種目又は5種目、ラテンアメリカン4種目又は5種目の単科選手権。
- 5 セグエ選手権
スタンダード、ラテンアメリカンともに、音楽、衣装、演出全てを選手が作成する選手権。
- 6 チームマッチ選手権
スタンダード、ラテンアメリカン共2組以上のカップルでチームを組む、チーム対抗選手権。スタンダード、ラテンアメリカン混合で行うチーム対抗選手権。

7 フォーメーション選手権

スタンダード、ラテンアメリカンとも4組、6組、8組又はそれ以上でラインを構成して踊る選手権。

第5条 選手権は、オープン選手権とクローズド選手権に分ける。

- 1 オープン選手権は、如何なる地域の選手の出場をも認める。但し、出場選手組数の指定や地域予選の通過を求めることもある。
- 2 クローズド選手権は、指定した地域以外からの選手の出場を認めない。
- 3 選手権をオープンとするかクローズドにするかは、主催広域加盟団体が決定するが、事前に本部に報告しなければならない。

第6条 連盟主催の選手権を主管する各広域加盟団体は、開催期日の3ヶ月前を目安に下記の事項を記したシラバスを関係部署に配布しなければならない。

名称、開催期日、会場、主催、公認、共催・協賛・後援、出場資格、競技種目、競技構成、審査員、出場料、入場料、表彰方法と賞金等。

第7条 新たに選手権の公認を受ける広域加盟団体は、開催期日の6ヶ月前までに第6条の事項を記した申請書を本部連盟に提出しなければならない。

第8条 選手権の決勝では全種目1分40秒以上演奏しなければならない。但し、ウィンナーワルツ及びジャイブは1分10秒以上とする。

第9条 選手権の決勝ではスケーティングシステムを用いなければならない。

第10条 選手権における採点管理者は、採点管理者資格を持っていないなければならない。

第3章 主催広域加盟団体の義務

第11条 主催広域加盟団体は、連盟公認選手権であることを発表し、広告等の中に連盟公認を明示しなければならない。

第12条 主催広域加盟団体は、審査員団を2パネルに分ける時は、配分には公平を期さねばならない。各パネルにそれぞれ審査員長をおくものとする。又、決勝戦に限り、全審査員が参加することもできる。

第13条 主催広域加盟団体は、出場申し込み締めきり後、競技会名、出場セッション、スタンダード、ラテンアメリカンの別、受付番号、受付締め切り時間等、必要項目を記載した受付通知書を出場選手に送付しなければならない。

第14条 主催広域加盟団体は、決勝出場選手に対して主催者名のある賞状を交付しなければならない。

第15条 主催広域加盟団体は、ラウンドごとに通過者の背番号及び採点表を出場選手に対して公表しなければならない。

第16条 主催広域加盟団体は、選手権終了後入賞選手名、出場組数、観客数等を連盟に報告しなければならない。

第17条 オープン選手権においては、選手権終了後連盟及び各広域加盟団体に全ての採点集計表を公表しなければならない。

第4章 審査員長に関する規定

第18条 すべての競技会は審査員長の指示により、開始又は中止させることができる。

第19条 審査員長は、審査員会議において各ラウンドのヒート数、アップ数、進行予定時間を記した進行予定表を公表しなければならない。但し、特別な場合を除いて一度に過半数以上、落選させてはならない。

第20条 各ラウンドにおいて同点ができた時は、同点決勝戦を行うか、又は通過者を増減するかは、審査員長が次に基づいて決定する。

- 1 規定の組数より減じないこと。
- 2 規定の組数より増加するときは、同点者だけで決定戦を行うことができる。
- 3 規定の組数より著しく増加する時は、予定ヒート数を増やすことができる。但しヒート数の増加はそのラウンドに限る。

第21条 決勝戦において同点が出た場合は、順位決定戦を行うか、又は順位を配分するか、審査員長が決定する。

第22条 競技会の当日公認審査員に欠員が出た場合、その処置は審査員長が決定する。

第5章 公認審査員規定

第23条 連盟が公認する審査員を公認審査員という。

第24条 選手権においては、公認審査員の多数制によって採点を行わなければならない。但し、連盟の承認を与えた場合は、この限りでない。

第25条 公認審査員は予選及び準決勝において、審査員長より公表されたアップ数を正確に選ばなければならない。

第26条 公認審査員は決勝において、2組及びそれ以上のカップルに同順位を与えてはならない。

第27条 公認審査員はいかなる競技会においても、四親等（従兄弟、姉妹）迄の親族を審査してはならない。

第28条 連盟が公認していない競技会で、所属広域加盟団体の許可を得ず敢えて審査した場合は、公認審査員の資格を停止することがある。

第6章 採点管理者規定

第29条 採点管理者は、審査員が審査したチェック及び順位に対し、いかなる加除改廃も行ってはならない。

第30条 採点管理者は、公認審査員の採点に過失があった時は、審査員長及び審査委員会に報告しなければならない。又、直ちにその公認審査員に訂正を求めることもできる。

第31条 競技運営委員長、審査員長、大会実行委員長及び採点管理者以外は、競技が終了するまで、採点管理室に入ってはならない。

第7章 選手規定

第32条 選手権に出場する選手は、全て各広域加盟団体に登録していなければならない。但し、海外よりの出場選手及び未登録選手の出場については、連盟がこれを認めた場合に限り出場することができる。この場合、その選手の競技歴並びに技量、その他の事由により、その評否を判断する。

第33条 選手権に出場する選手は、主催広域加盟団体の定めた期日迄に申し込みを完了していなければならない。一旦出場申し込み提出した後に出場を取り消す場合は、その理由書をすみやかに主催広域加盟団体に提出しなければならない。

第34条 選手はあらかじめ主催広域加盟団体より、指示された時間までに出場受付を完了しないときは、出場の権利を失う。

第35条 いかなる選手といえども、特別にシードを認めた選手以外は、最初の予選から競技に加わらなければならない。

第36条 招待選手の規定を次のとおり定める。

- 1 J B D F 全日本プロフェッショナル選手権、全日本アマチュアダンス選手権、日本インターナショナルダンス選手権、全日本選抜ダンス選手権は、その選手権の開催前1年間の決勝入賞登録者を招待選手とする。
- 2 全日本10ダンス選手権は、前年度優勝者を招待選手とする。

第37条 招待選手及びシード選手は、その資格を取得した選手権時とは異なる相手とパートナーシップを組んで出場する場合は、その資格を失う。

第38条 連盟が公認していない競技会に連盟の許可なく、敢えて出場した登録選手は、その登録を停止又は取り消す。

第39条 登録の停止又は取り消しを受けた選手が、連盟に復帰を希望する場合は、復帰願いを各広域加盟団体長に提出し、広域加盟団体役員会の決定を仰がねばならない。

第8章 昇降級規定

第40条 ノービス（新人）級からA級迄の昇降級については、各広域加盟団体において別に規定を設けてこれを行う。各広域加盟団体は、その規定を連盟に届出ておかねばならない。

第9章 SA級規定

第41条 次の二つの条件に適合する選手には、スタンダード又はラテンアメリカンSA級の称号を与える。

- 1 J B D F全日本プロフェッショナル選手権、全日本アマチュアダンス選手権、日本インターナショナルダンス選手権、全日本選抜ダンス選手権において優勝3回以上、又はこれに準じる成績を得たとき。
- 2 名誉級にふさわしい人格、識見、教養、技術の所有者であること。

第42条 SA級選手は、いかなるときでも降級することがない。

第43条 SA級選手が2年間不出場、もしくはSA級選手としてふさわしくない言動や成績を続けた時は、現役引退を勧告し、これに応じない時は選手登録を取り消す。

第44条 SA級選手が現役を引退して所属広域加盟団体に入会したときは、直ちに、審査する資格を有するものとする。

第10章 アマチュア規定

第45条 アマチュア選手として競技会に出場する者は、下記の諸条件を守らなければならない。もし違反をした場合は、直ちにアマチュアとしての身分を失う。

- 1 ダンス教師、又はダンサーとしてダンスを指導したり、ダンスの相手をつとめて報酬を受けてはならない。なお、これらを副業としても同様とする。
- 2 教師協会の資格、又はプロのみに限られた試験の資格を保持してはならない。
- 3 連盟の承認を受けずに、ダンスのデモンストレーションを行ってはならない。
- 4 教授所及び広告等でプロフェッショナルであることを宣言した以降は、アマチュアの競技会には出場できない。

第46条 アマチュア選手は下記の場合は、アマチュアとしての身分を失わない。

- 1 ダンスを踊ったり指導することで、出演料や報酬を受けないとき。
- 2 教師協会、学校、連盟公認の競技団体等の依頼により、デモンストレーション又は、フォーメーションの一員として出演しても、その報酬を受けない場合。
- 3 競技会に出場する選手が、主催者から招待され旅費や宿泊費を受けても、それが実費を限度としている場合。

第47条 アマチュアよりプロへ又はその逆の転向は、連盟各広域加盟団体に転向願を提出した後、各広域加盟団体に登録しなければならない。

第11章 海外における選手規定

第48条 国際的な競技会に選手として参加する者は、各広域加盟団体を通して連盟に届を提出しなければならない。

第49条 海外で日本人選手として、不名誉な行為を行ってはならない。もし、その様な行為が有った者は、帰国後相当の処分がなされることがある。

第12章 外国人審査員及びデモンストレーター

第50条 海外より選手、デモンストレーター及びコーチを招聘する場合は、広域加盟団体を通して連盟に届を提出しなければならない。

第51条 海外より招聘した審査員に対して、その競技会以前に、特定の選手の予備知識を与えたり、贈り物をしたり、饗応をしてはならない。

第13章 選手の移籍

第52条 各広域加盟団体間の移籍を希望する者は、現所属広域加盟団体に移籍願いを提出し承認を受けた後、移籍広域加盟団体に承認を得、新規登録しなければならない。

第53条 所属団体間の移籍は、新旧両団体長の署名捺印された承諾書を当該広域加盟団体に提出しなければならない。もし、何らかの理由で承諾書の提出ができないときは、理由書を添付した移籍願いを広域加盟団体役員会に提出し、判定を受けることができる。

第14章 その他の規定

第54条 この規定を改正しようとするときは、業務執行理事会の議決を得なければならない。

第55条 この規定の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この規定は、平成14年3月25日よりこれを施行する。

この規定は、令和3年6月14日より一部改訂施行する。